

青森県特別保証融資制度貸付金の概要について

(事業概要)

県では、本県経済を担う中小企業の事業活動の促進と経営の安定を図るため、信用保証協会及び県内金融機関との連携のもと、県単特別保証融資制度(長期・低利な事業資金の融資)を実施しており、県が融資原資の一部を金融機関に預託し、金融機関はこれに自己の資金を加え、信用保証協会の保証を付して、県が定めた融資条件により中小企業に融資している。

平成22年度においても、これを引き続き実施することとし、制度の実施に必要な裏付け資金を金融機関に預託する。

平成21年度			
資金名 融資枠467億円	新事業展開促進資金 新幹線開業対策資金 地域成長企業応援資金	経営安定化サポート資金	一般事業活動資金 スピーディー応援資金 流動資産担保資金
融資利率	原則2.4% (雇用創出枠等2.0%等)	原則2.0%	金融機関所定利率-0.2%

■見直し方針

- あおもり型産業に属する事業など、県が推進する前向きな取組を強力に推進することとし、「未来への挑戦資金」として創設する。
- 制度融資借入者が取扱金融機関に対する四半期に1度の試算表等の提出を条件とした「経営力向上割引」を導入する。
- 廃業歴等のある方(負債整理の見通しがある場合に限る。)に対する再チャレンジ枠を新設する。
- 制度の整理統合や要件の見直しを行うとともに、要綱等の更なる簡素化を行い、取り扱いやすい制度とする。

平成22年度

資金名	未来への挑戦資金	経営安定化サポート資金	事業活動応援資金
主な内容	あおもり型産業や雇用創出を図る事業のほか、国・県等による補助等採択事業、法令の認定を受けた計画事業を広く対象とするとともに、最優遇金利とし、取組を推進する。	売上高や経常利益等の一定の減少を対象とした経営安定枠について、融資限度額や融資期間の条件を緩和するとともに、セーフティネットとして位置付けた利率設定とする。	通常の事業資金のほか、再チャレンジの取組を支援するため、再チャレンジ枠を導入するとともに、変動金利とすることで、利用を促進する。
融資利率	【固定金利】 1.5% (雇用創出特別支援枠1.0%(5月末まで))	【固定金利】 金融機関所定利率-0.8% (但し、下限を2.0%とする) (※)	【変動金利】 金融機関所定利率-0.3% (※)
融資枠400億円	100億円	200億円	100億円 (うちスピーディー枠 45億円) (うち流動資産担保枠 3億円) (うち再チャレンジ枠 2億円)

※ 経営力向上に向けた新たな割引制度「経営力向上割引(表記利率より0.2%割引)」を導入し、自社の経営状況の把握を促進する。